

# 中華民国籍喪失申請に必要な書類について

国籍喪失手続の前に、日本の法務局に帰化手続をし、国籍喪失許可の連絡を受けてから、すべての必要書類を揃えた上で、本処にお越し下さい。担当機関の内政部に転送します。尚、申請の際に法務局から国籍喪失の指示を受けていることを確認します。関連書類があればお持ち下さい。

## 【提出書類】

	台湾に戸籍がある場合	台湾に戸籍が無い場合 (日本出生の場合など)
共 通 提 出 書 類	<ol style="list-style-type: none"><li>「喪失國籍申請書」</li><li>「廢除戸籍登記申請書」</li><li>【未成年】父母双方或いは法定代理人の署名捺印済みの「同意證明書」 (原本とコピー各1部) <u>喪失の申請は、父母双方又は一方と同時に申請を行う。</u></li><li>【役男】男子は満15歳の翌年1月1日より起算し、「免除兵役」或いは、兵役義務に就いたことが無い者は、申請済みの加簽僑居身分のページを提示すること。</li><li>中華民国パスポート (原本とコピー各1部)</li><li>中華民国身分証</li><li>証明写真2枚(カラーで白色の背景、サイズ5cm*4cm。裏面に記名。)</li><li>日本住民票原本2部(3ヶ月以内に発行され、詳しい内容が記載されたもの。省略不可。)</li><li>在留カード(原本とコピー各1部)</li><li>印鑑(フルネーム)</li><li>中華民国戸籍謄本原本2部(3ヶ月以内に発行され、出生から台湾出国など詳細がわかるもの。)</li><li>「総合所得税・各項国税無違章欠税証明書」及び「地方税無違章欠税証明書」原本各2部(3ヶ月以内に発行されたもの。)</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>「喪失國籍申請書」</li><li>【未成年】父母双方或いは法定代理人の署名捺印済みの「同意證明書」 (原本とコピー各1部) <u>喪失の申請は、父母双方又は一方と同時に申請を行う。</u></li><li>【役男】男子は満15歳の翌年1月1日より起算し、「免除兵役」或いは、兵役義務に就いたことが無い者は、申請済みの加簽僑居身分のページを提示すること。</li><li>中華民国パスポート (原本とコピー各1部)</li><li>証明写真2枚(カラーで白色の背景、サイズ5cm*4cm。裏面に記名。)</li><li>日本住民票原本2部(3ヶ月以内に発行され、詳しい内容が記載されたもの。省略不可。)</li><li>在留カード(原本とコピー各1部)</li><li>印鑑(フルネーム)</li><li>「総合所得税・各項国税無違章欠税証明書」及び「地方税無違章欠税証明書」原本各2部(3ヶ月以内に発行されたもの。)</li></ol>

- **非中華民国籍の実父に認知され扶養されている者；**  
中華民国国内で認知未登記或は中華民国内に戸籍を置いていない者は、中華民国及び日本の法律に従い、認知・扶養の事実がわかる有効の証明書類の原本及びコピー各一部
- **実父が消息不明或は認知扶養しておらず、実母が外国籍である者；**  
親子関係が証明できる書類或は母の国籍が証明できる書類の原本及びコピー各一部
- **外国人の配偶者；**  
中華民国国内で婚姻未登記或は国内に戸籍を置いたことが無い者は日本の戸籍謄本或は結婚証明書の原本及びコピー各一部
- **外国人の養子になっている者；**  
華民国国内で「收養登記」が未登記或は中華民国内に戸籍を置いていない者は、「中華民国法院收養裁定」及び「確定証明書」の原本及びコピー各一部

付記：

1. 通常、喪失国籍許可証書は申請後およそ2ヶ月程度で発行されます。
2. 中華民国内に戸籍が無い場合は、申請書に受理機関により「無戸籍」の印を受けます。
3. 国籍喪失申請手続時に中華民国身分証を返却する必要があります。

以上は参考資料であり、関連法規の改定により予告なしに変更されます。